

淀川水系流域委員会 第 22 回委員会（2003.6.20 開催） 結果概要

03.8.21 庶務作成

開催日時：2003 年 6 月 20 日（金） 15：00～18：00

場 所：大坂府立体育会館 第 2 競技場

参加者数：委員 33 名、河川管理者 24 名、一般傍聴者 358 名

1 決定事項

- ・田村委員の淀川部会への所属が承認された。

2 審議の概要

第 21 回委員会以降の状況報告

庶務より資料 1「委員会および各部会（提言とりまとめ以降）」、資料 1-2「テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

今後の進め方について

庶務より資料 2「今後の進め方について」を用いて、原案審議の進め方や地域別部会とテーマ別部会の役割、意見書作成までの流れ等について説明が行われ、進め方が確認された。

河川管理者からの説明と委員との質疑応答

河川管理者から資料 3-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 2 稿）」を用いて、説明資料（第 1 稿）からの主な変更点（内容の追記、文章の明確化、章立ての変更等）を中心に説明が行われ、委員との意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 4 名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

河川管理者からの説明と委員との意見交換

河川管理者から資料 3-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 2 稿）」を用いて、説明資料（第 1 稿）から変更、追加された箇所を中心に説明が行われた。その後、委員との意見交換が行われた。

<主な意見>

全般、計画推進

- ・説明資料（第 2 稿）の「はじめに」を読むかぎり、「検討」「見直し」と記述されている施策は実施することを前提に考えられていると理解するのが自然だろう。「検討」「見直し」とは、“その施策の可否も含めて検討する”というのが、流域委員会のコンセンサスだ。一般の人が整備計画を読んだ場合にも誤解がないよう、修正頂きたい。

「検討」「見直し」は、実施の可否も含めた検討だと考えている。（河川管理者）

- ・「はじめに」には「『実施』とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う」と記述されているが、実施された施策の効果についてもモニタリングをする必要もあるので、明確に記述して頂きたい。

モニタリングに関しては、「5.2 河川環境」で、事業実施前のモニタリングをもとに予測評価を行って事業を実施し、またその事業実施中、事業実施後にもモニタリングを行って、事業へのフィードバックするということを記述している。全体として、この方針でやっていきたいと思っている。（河川管理者）

- ・説明資料（第2稿）では、実施可能な施策や施設計画を中心に記述されているが、実施や検討を行う施策に意識を置きすぎると、「川らしい川」「湖らしい湖」に回復していくためのビジョンが生まれにくい。提言にも書いたように20～30年先に向けた全体的なビジョンを示した方が良いのではないかと。

- ・説明資料（第2稿）に記載されている各種の協議会や委員会と流域委員会、近畿地方整備局の関係を整理し、役割分担等をはっきりしておく必要がある。

流域委員会は整備計画の進捗度合い等をチェックする機関であり、各種の協議会や委員会では具体的な話について検討を行うという大きな区別はあるが、わかりにくい面もあると思うので、整理した上で説明したいと思う。（河川管理者）

- ・滋賀県等の自治体から国土交通省に寄せられている意見については、資料として流域委員会に提出して頂きたい。

自治体からの意見は網羅的にまとめ、資料として委員会に提供している。それ以降に自治体から意見が寄せられているかどうか確認し、寄せられていれば資料として提供したい。（河川管理者）

- ・5.1.2で河川レンジャーの役割として「河川に係る文化活動、自然保護活動を助言し、河川管理行為を支援する」と記述されているが、提言ではより踏み込んだ内容になっている。河川レンジャーの内容について、もう少し検討していただきたい。

今後、意見交換をさせていただきたい。（河川管理者）

河川環境

- ・琵琶湖の湖岸堤が生物の移動経路を分断している問題に関して、説明資料（第2稿）の「5.2.1 河川形状」には「横断方向の河川形状の修復方法等について検討する」と記述されているが、ある特定の場所（家棟川等）の記述にとどまっている。今後、湖岸堤全体をどのように考えていくか、その検討がないまま、特定の場所だけを修復して生物の移動経路が回復するのか、疑問だ。

- ・説明資料（第2稿）では、漁業に関して「河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護につなげる」と記述されているが、水の流れの失われた淀川では漁業が成り立っていない。漁業については、河川の形状を回復して「川らしい川」を取り戻すことも考えながら、取り組んでいく必要がある。

- ・ダム湖の水質問題について、有害化学物質等の調査や深層曝気設備の活用を継続して活用すると記述されているが、ダム湖のアオコや赤潮等の根本的な対策である面源負荷対策や総量負荷規制、住民の意識変革、自治体との協議による対策に関する記述がない。

「4.2.4 水質」で「河川やダム湖及び沿岸海域の水質及び底質の改善のために」ということで、ダム湖も含めて「河川内での浄化対策では限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等流域全体での取組を強力に進めなければならない」と記述している。水質管理協議会等で取り組んでいかなければならないと思っている。（河川管理者）

農地と林地からの汚染負荷の軽減措置についても追加して記述すべきだ。

- ・環境利用部会では、生物指標を用いた水質のモニタリングについて議論されていたが、説明資料（第2稿）にはどのように反映されているのか、教えていただきたい。

「4.2.4 水質」で「水道水源としてより望ましい等の河川水質の新たな目標（生物指標による目標設定を含む）」と記述している。（河川管理者）

- ・森林の保全に関する記述が抜けているのではないかと。

5.2.5 の総合土砂管理方策の中で「土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る」と記述している。（河川管理者）

- ・「5.2.4 水質」では、ダム湖の水質保全対策として、選択取水設備や深層曝気設備の活用について記述されているが、これらの設備の効果を検討する必要がある。また、水質の調査は、洪水時にリンが一挙に流されている可能性もあるため、平水時の調査に加えて洪水時の調査も実施する必要がある。

選択取水設備等については、より効率的な運用に向けて努力していかなければならないと思っている。（河川管理者）

- ・参考資料1の中で一般の方から霞ヶ浦への外来種へ侵入を危惧する意見が寄せられている。

「5.2.6 生態系」に記述されている外来種の減少に向けた取り組みとして「関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を実施する」に、他の流域の関係機関との連携についても追加してはどうか。

- ・説明資料（第2稿）では、河川の横断方向や縦断方向の連続性の回復について記述されているが、川の生き物にとっては、緩やかな傾斜をもつ水辺移行帯が非常に大事なため、「緩傾斜による連続性」という言葉を入れていただきたい。

- ・河川管理者は、「5.2.6 生態系」で「生物の生息・生育環境の保全・再生」と記述しているが、保全と再生を区別して使っているのかどうか、お聞きしたい。

区別して考えている。例えば、「ワンド群の保全・再生を実施する」と記述している場合は、今、ワンドがあるかないかで、保全が再生になる。（河川管理者）

- ・河川環境のどこを保全し、どこを再生するかは、まず最初に、実際の河川の生態系の状況を調査し、そのデータに基づいて保全する区域と再生する区域を分けて、タイムスパンを設定し計画的に実施していくべきだ。

治水・防災

- ・被害ポテンシャルを低減していくためには、住民が浸水に対する意識をしっかりと持たなければならない。流域対応について、より具体的に明示して頂きたい。
- ・特に治水・防災の項で、洪水についてわかりやすい言葉を使って説明されている点が評価できる。また、次の世代に洪水に対処する知恵を伝えるということについて記述されている点も評価できる。

関連施策

- ・「4.8.1 淀川河川公園」では、淀川河川公園の見直しを行うという記述になっているが、「老朽化施設の更新・補修」「既存施設の維持管理」「既存施設のバリアフリー化」は継続的に実施していくとなっており、現状維持的な発想になっている。これだけの投資を行って淀川河川公園を維持する一方で、高水敷を切り下げてグラウンド施設等を縮小していくことに、住民は納得するのか。河川管理者の考えを聞かせていただきたい。

そのほか

- ・本日配付された説明資料（第2稿）の構成は、説明資料（第1稿）との比較を行うためには便利だが、通読するには不便な面がある。目次の順番にそった説明資料（第2稿）の作成を検討頂きたい。

作成する。（河川管理者）

- ・河川管理者から、近年は湧水傾向にあるとの説明を受けているが、非常にわかりにくい資料であり、数字的にもはっきりとした根拠が出ていないため、疑問に思っている。これと関連してダムの実力評価もなされている、その算出方法やデータについても、提供して頂きたい。また、室生、日吉、一庫ダムで頻繁に行われている湧水調整についても資料を提供して頂きたい。

湧水調整や近年の湧水傾向に関する資料、ダムの実力評価に関する資料については数値の根拠も含めて、機会を持って説明させて頂きたい。（河川管理者）

委員長のまとめ

- ・説明資料（第2稿）で、河川管理者だけではできない分野、例えば、水質の問題についても協議会や委員会をつくって対応していこうという姿勢を出して頂いているのは、提言に沿ったやり方であり評価できる。今後は委員の方から、こういう協議会をつくるべきだ、こういう方向性でやるべきだといった意見を、河川管理者を激励するつもりで、出していきたいと思っている。
- ・委員には、説明資料（第2稿）で「検討」とされている施策についても、こういうような検討をすべきだ、こういう問題を検討すべきだといった意見を出してテーマ別部会や地域別部会で十分ご検討頂き、意見書としてまとめて頂きたい。
- ・基本計画のあり方そのものについての項目で、「川らしい川」「湖らしい湖」を復元するイメージを記述して頂きたい。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から発言があった。

- ・川上ダムのすぐそばで、ダムの水面よりも低い位置に団地が建設されている。ダムが人間の生存を脅かしかねない状況に不安を感じている。治水・利水・環境も含めて、ダム建設の目的について真剣な議論をお願いしたい
- ・宇治川塔の島地区の景観が河川整備によって大きく破壊されたが、これを河川管理者はどう評価しているのか。

- ・自治体から国土交通省に出された意見は、口頭で伝えられた意見も含めて公開すべきだ。
- ・多様な主体の自立的な参加の連携を引き出すような仕組みとそれが地域の活性化につながっていくことが重要。淀川流域エコミュージアム構想を提案する。
- ・川上ダムの上流には最大湛水時水位より低い位置に団地がある。地質が悪ければ、大滝ダムの二の舞いになりかねない。国土交通省はダムの弊害に関しては安全性に対する評価が甘い。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。